

令和 元年

第7回 東峰村議会臨時会会議録

開会：令和元年11月26日

閉会：令和元年11月26日

福岡県東峰村議会

第7回 東峰村議会臨時会会議録

令和元年11月26日開会
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和元年 第7回東峰村議会臨時会

招集年月日 令和元年11月26日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和元年11月26日 9時30分
議長 佐々木 紀嘉
閉会日時及び宣告 令和元年11月26日 11時02分
議長 佐々木 紀嘉

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	梶原 伯夫	○	2番	梶原 光春	○
3番	黒川 隆康	○	4番	泉 守	○
5番	高橋 弘展	○	6番	高倉 寛視	○
7番	長澤 貞義	○	8番	大蔵 久徳	○
9番	伊藤 均	○	10番	佐々木 紀嘉	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	副村長	高橋英治
教育長	佐々木孝	総務課長	眞田秀樹
企画政策課長	日野正	建設水道課長	大塚健司
災害対策室長	野寄和秀		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	城辰也		

村長提出議案の題目

議案第46号	工事請負変更契約の締結について
承認第15号	専決処分の承認を求めることについて（専決第12号）
承認第16号	専決処分の承認を求めることについて（専決第13号）

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則125条）
5番 高橋弘展議員 6番 高倉寛視議員

令和元年 第7回東峰村議会臨時会議事日程

令和元年11月26日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案上程報告

日程第 4 村長あいさつ及び提案理由の説明

日程第 5 議案第46号 工事請負変更契約の締結について

日程第 6 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（専決第12号）

日程第 7 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（専決第13号）

開 会	
議 長	<p>おはようございます。 ただ今の出席議員数は、10名です。 定足数に達しておりますので、令和元年第7回東峰村議会臨時会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、 5番 高橋弘展議員、6番 高倉寛視議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定」を、議題とします。 本臨時会の会期は、本日11月26日の1日間としたいと思います。 お諮りいたします。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、本日の1日間と決定をしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。 事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>次に、日程第4「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。 村長</p>
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。 本日、ここに、令和元年第7回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにたいへんお忙しい中、ご参集を賜り誠にありがとうございます。 さて、平成29年の甚大な九州北部豪雨災害から2年と4カ月が経過し、本村の災害復旧は、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力により、目に見える形で確実に一步一步進んでいるところであります。 しかし、日田彦山線の早期復旧につきましては、JR九州が継続的な運行に要する費用の1.6億円を、被災3自治体に求める姿勢を頑なに壊しておりません。 したがって、平行線のまま推移をしている状況であります。また、日田彦山線復旧会議も5月の23日の第4回復旧会議以降は、開催の目途も立っていないのが現状です。 そのような中、11月20日には、正副議長と県議会議長を訪問し、12月県議会での対応を要望した次第です。今後とも1日でも早い復旧・復興への活動を、議員の皆様並びに村民の皆様とともに推進していく決意でございますので、ご協力をよろしくお祈りを申し上げます。 それでは、本臨時会に執行部から提案しております各議案について、ご説明を申し上げます。</p>

	<p>本臨時会には、工事請負契約の締結について、1件、専決処分の承認について、2件、合計3件の議案を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。</p> <p>議案第46号、工事請負契約の締結につきましては、農家レストラン・農産加工施設新築工事の契約にあたり、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>承認第15号、専決処分の承認を求めることにつきましては、戸有地区がけ崩れ対策工事の変更契約について、地方自治法第179条第1項により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。</p> <p>承認第16号、専決処分の承認を求めることにつきましては、岩屋・伊王寺線岩屋駅前橋道路災害復旧工事の変更契約について、地方自治法第179条第1項により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の村政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なるご審議を賜り、ご議決等いただきますようお願いを申し上げます。</p>
議長	村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議長	<p>日程第5 議案第46号「工事請負契約の締結について」を、議題といたします。補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第46号「工事請負契約の締結について」</p> <p>農家レストラン・農産加工施設新築工事について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。</p> <p>令和元年11月26日提出、村長名でございます。</p> <p>契約の目的 農家レストラン・農産加工施設新築工事</p> <p>契約の方法 指名競争入札</p> <p>契約の金額 4,818万円</p> <p>契約の相手方 福岡県朝倉郡東峰村大字福井589番地3 株式会社大藪組 東峰営業所 所長 本河正明</p> <p>工期 令和2年3月31日まで</p> <p>工事の場所、朝倉郡東峰村大字宝珠山5171番地1地内外。これは、竹地区になります。</p> <p>工事の概要、建築主体工事としまして、農家レストラン52.99㎡、農産加工施設39.74㎡の2棟でございます。</p> <p>他に、電気設備、機械設備、浄化槽等でございます。</p> <p>図面のほうをお願いしたいと思います。A3版の分でございます。</p> <p>図面の右側のほうが竹の棚田交流館、右下のほう小さく書いております。県道が、八女香春線がありまして、左手のほうの農地になります。中央左側辺りに四角い部分が2棟、下側が農家レストラン、上側が農産加工所になります。</p> <p>レストランにつきましては、面積は先ほど言いました52.99㎡、これは4間掛け4間になっております。</p> <p>レストランのほうは、テーブルが4席と厨房、トイレが2個ついております。</p> <p>それから、農産加工所のほうですが、こちらが39.74㎡、4間掛け3間になります。</p> <p>加工所のほうの施設につきましては、シンク、ガス、テーブル等を設置する程度の</p>

	<p>施設でございます。</p> <p>あと、ここ駐車場が現在あるレストラン・農産加工所施設部分につきましては4台程度、それから右側、下側になりますが、そちらのほうと合わせますと、約40台の駐車台数となっております。ここ全体の敷地面積としましては2,719㎡となっております。</p> <p>それから、一番左下のほう断面図を書いております。農地のほう、建物の建つ部分につきましては、盛り土をして平面をつくっております。その1段下のほうをまた盛り土しまして、駐車場スペースとして設置するようにしております。</p> <p>それから、駐車場からのレストラン、加工所へのアクセスにつきましては、中間辺りに階段を設けてアクセスをつくっております。</p> <p>それから、農家レストラン・農産加工施設の管理につきましては、一般社団法人竹棚田にお願いしたいというところで考えております。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑・討論・採決を行います。</p> <p>議案第46号「工事請負契約の締結について」</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質問のある方はどうぞ。</p> <p>6番 高倉寛視議員</p>
6番	<p>伺います。</p> <p>まず、この指名競争入札ということでございます。何件の指名競争入札に参加されたのか。</p> <p>それと、この契約の金額4,818万円、この内訳が全然分からないんですけど、どこにどういう、この下のほうにですね、建築が主体、例えば電気設備、機械設備、それで載ってますけど、こういったものの金額を出してもらわないと、ただ、この金額をぼーんと出しただけで、はい承認してくださいじゃ、とても話にならないんですけど、この明細はあるんですか。あるなら今すぐ出してください。それで、議員の皆さんに配ってください。そうしないと、これは審議にも何もならんと、私は考えております。いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>ただ今、高倉議員の要請につきましては、今までの入札等につきましても、工事概要等しか提出をしていないわけでございますけれども、できれば今までどおりのご理解をお願いしたいということと、もし全協あたりで求められるということであれば、それは、提出等はやぶさかではございません。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>今まで出してなかったと。出してないほうがおかしいんですね、私に言わせれば。だってそうでしょう、4,800万もの金額を使うのに、どこに使うか分からない、それを議員に知らせない、村民に知らせない、おかしくないですかね。</p> <p>それにね、これをするのに、これを言うとまた、話が違うと言われるのかもしれないんですけど、ちょっと聞きます。</p> <p>坪当たりの建築単価はいくらかですね、そしてこれをつくることによって営業計画、収支計画、やはりそういうものも出してもらわないと、何が何やら分からん。ただつくる、竹棚田の人たちがするということでございますけれども、これは12月の本会議で言いますが、今、ゲストハウスに関してですね、まだ決まってないという話を聞きましたけど、本当にできるのか。</p> <p>そういったことも含めてですね、やはりもう少し綿密に計画して、こういったものを出してもらわないと、計画しとったから、「はい、します。」というふうな考えではですね、私は納得できません。他の人はどうか知りませんが。</p>

	それと、村民の方もおそらく納得はできないと思います。そういったところほどのように考えておりますかね。
議長	村長
村長	<p>ゲストハウスそれから農家レストラン、その他につきましても、大体議員の皆様等にはお知らせをし、そして計画をしてやっているというところでもあります。</p> <p>高倉議員は、建設常任委員会ではないですよ。委員会さんの建設常任委員会等にもちゃんと説明を申し上げ、やらせていただいていると、私は理解しておりますので、総務常任委員会、またはそういったところでの話等も議会の中で説明をしていただければと思っているところでもあります。</p> <p>産業建設常任委員会で審議した内容についても総務常任委員会、そういったところでも全体の議員、全協あたりの中でご説明を申し上げ、また、不足のところにつきましては、執行部のほうからご説明を申し上げたいと思っております。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>建設常任委員会で説明したとおっしゃいました。</p> <p>じゃあ、その中でですね、私がさっき言った営業計画、収支計画、金額がいくらか、そういうものも出されておるんですかね。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>収支計画につきましては、まず当初に棚田景観保全プロジェクト、この計画書がありますが、その中で概算収支計画書ということで、初年度、令和2年度につきましては、赤字の出ない収支というような形では表示はしております。</p> <p>ただ、現在、施設の規模等もまた変わってきておりますし、そういった中で、現在まだ収支については、再度見直しなり検討をしているところではございます。</p> <p>それから、あと、先ほど入札の結果等につきましての回答なんですが、業者のほうで6社指名しております。3社辞退をしております。以上です。</p>
議長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(9時48分)</p>
議長	<p>会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(9時49分)</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>たくさんありますので、一括して質問をしていきたいと思っております。</p> <p>まず、入札情報について、もう少し詳しくご回答いただきたいなと思っております。</p> <p>なぜならば、9月30日の入札以降の東峰村のホームページの入札情報が更新をされていけませんので、入札情報を知る由がないんですよ。なので、詳しくお聞きしたいと思っております。</p> <p>まず、予定価格がいくらだったのか。</p> <p>今、指名業者数は明らかになりましたが、6社入札された業者名ですね、6社がどういった業者だったのか。そして、3社辞退がどこの業者なのか。</p> <p>3社は入札というか、札を入れていると思いますが、その札を入られた金額、この業者はこの金額、この業者はこの金額という部分を、まず明らかにしていただきたいと思っております。</p> <p>運営団体については、竹棚田のほうがしていただくということで、おそらくこの設計に関してもいろいろ関わっていただきながらしているかと思いますが、管理方法、指定管理なのか、賃貸なのか、そういった部分の管理方法ですね、がどういったものなのかについてと、あと、ゲストハウスとの関連事業になるかと思っております。</p> <p>ゲストハウスの食事部門についてはおそらくここが担うかと思うんですが、ゲストハウスとの連携方法、そして、高倉議員が言われた、ゲストハウスの運営業者がまだ</p>

	決まっていないということは真でしょうか。ということを一括して質問をさせていただきたいと思います。
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>まず、入札結果表ということで、まず業者名、業者につきましては、村内業者ということで6業者。</p> <p>まず、真田建設、入札額が5,580万円、それから仲道建設、5,500万円、消費税は抜きでございます、金額は。大藪組が4,380万円、あとの辞退された3社が建秀産業、梶原組、高藤工務店。</p> <p>予定価格ですが、5,198万9千円。</p> <p>入札結果については、以上でよろしいでしょうか。</p> <p>それから、管理方法、指定管理で考えております。</p> <p>それからゲストハウスとの関連ですが、ゲストハウスにつきましては自炊もできるというところで、あとは食事の提供、それも農家レストランのほうでの提供というところも考えております。</p> <p>ゲストハウスの運営団体ですね。ゲストハウスの運営につきましても、竹棚田のほうというところで考えております。</p> <p>そういったところで法人のほうには話をしているところではございます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ちょっと分野ごとに分けて整理して聞いていきたいと思いますが、まず、入札についてです。</p> <p>ようやく額が分かったので状況ははっきりしたんですが、今回もちょっと入札業者だけが、少し開きがあるような状況になったかと思えます。</p> <p>ちょっと大藪組のほうが予定価格よりもだいぶ低い状況で、ご努力いただいたのかなというのと、他入れられた業者は、ちょっと予定価格よりも上の額で入れられているので、この設計に無理があるかどうかという部分の、ちょっと疑問があるんですけども、もし少し回答できる部分があればということと、あと、この運営に関してなんですけれども、指定管理ということでは言われました。</p> <p>現状のところ村としては指定管理にあたって、要は、指定管理の額、要は、0なのか、いくらか指定管理額が発生するのか、指定管理料ですね、発生するのかどうか、現時点の考えをお尋ねします。</p> <p>ゲストハウスとの関連性については、結局のところゲストハウスはまだ決まっていないということよろしいでしょうか。</p> <p>竹棚田は、ずっとお願いをしてくれているという話で、未だ、ほぼ、たぶん1年ぐらい、1年以上たぶんこの話を続けられていると思うんですが、なぜ、お願いして、イエスという答えが返ってこないのかという部分についてお尋ねします。</p> <p>最後に、この工期が3月31日までとなっているんですけども、なぜこの、要は、工事請負契約の締結を臨時議会で急いである必要があったのか。12月議会が来月の10日辺りから開会ということがほぼ決まっている中で、工事に関しては急がなければならないということで、今まで臨時議会を開いてきているかと思いますが、なぜ、この工事案件について急ぐ必要があったのか。おおよそ2週間ちょっとぐらい待てなかったのか、それについても含めてお尋ねいたします。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>まず、第1点が管理料についてですが、今まで説明していたように、0円であるところまでできております。この辺りも竹棚田のほうとの協議を進めていきながら、検討していきたいと思っております。</p> <p>2点目、ゲストハウスの管理についてなんですけど、これについても竹棚田のほう</p>

	<p>と協議は進めている中で、受けていただけるという前提の中で話は進めていっております。まだ手続き等が終わっておりませんので、その辺りがまだというようなことで、今お話をしたところでございます。</p> <p>それから、工事の締結につきまして、臨時的必要性があったかどうかということでございますが、工期につきましては、今から着工ということで、約4カ月程度しかございません。現場のほうも議会の締結がないと工事にも着手できませんし、準備もできませんので、できるだけ早い時期にというところで考えております。</p> <p>現地のほうも造成工事と、それから建築という形になっておりますので、できるだけ早い時期というところで、今回臨時でお願いしたところでございます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>この時期からの4カ月なので、ある意味繰越しかなという部分で考えてたんですけども、敢えて急ぐ必要があったのかなと。繰り越しありきで、しっかりとした工事をしていただいたほうがいいのかという部分があるのですが、繰越しを考えていないのかどうか。</p> <p>あと入札価格について、質問が悪かったんですけども。</p> <p>高倉議員、先ほど聞かれた中で、詳細についてはおそらく簡単にはお答えにくい部分はあるかと思いますが、今回、造成工事と建築工事が大きくあると思うんですが、大体造成にいくらぐらいの設計見積もりなのか、建築にいくらぐらいなのかというぐらいは、ある程度お示しいただきたいなと思います。</p> <p>あとゲストハウスについて、あまりにも説明が、受けていただくところで話をしているわりには、全く説明がずっと同じ、いつ聞いても同じなんですけども。</p> <p>もう単刀直入に、今、どういうところで最後の調整がうまくいかないのか、どこで行き詰っているのか、どういうことでもう少し歩み寄らないといけないのか、そこについて詳しく教えていただけないでしょうか、というところ最後にお尋ねいたします。</p> <p>もしよければ副村長が理事に入られているので、副村長が話していただくのが早いかと思いますが、よろしく申し上げます。</p>
議長	副村長
副村長	<p>ゲストハウスの指定管理者として、一般法人竹棚田と協議を進めているということでございます。その内容についてでありますけれども。</p> <p>現在ですね、竹棚田のほうでは月1回理事会を開催しています。それに加えて、随時いろんな事業の検討を進めているところでございます。</p> <p>議員おっしゃるように、何がじゃあ問題なのかということ、どこで竹棚田のほう、まだ了解されていないのかということでございますけれども、これについては、今理事会の中で、具体的にどれがというよりもゲストハウスが年度内にでき上がりますので、4月以降のオープンにあたって、1つ1つ準備を進めているということでありますので、例えば体制をどうするか、それからまた備品あたりをどこまで工事の中で整備するのか、そういった細かいところをですね、今詰めているところですので、具体的にどこが、村と竹棚田が、意見が食い違って結論に至っていないとか、そういう問題ではありません、オープンに向けて1つ1つ、今、検討を加えているということでございます。</p> <p>正式に決まっていないのはなぜかということなんですけれども、これについては指定管理ですので、最終的にはですね、議決等の手続きも必要ですので、そういう意味でまだ最終的には決定はしてないんですけども、竹棚田に運営していただくという方向についてはですね、その方向に向かって、今、具体的な詰めの段階を進めているという状況です。以上です。</p>

議 長	質問の中に、造成と建築はいくらだろうかという質問があったんだけど、設計単価の公表にならない程度の数字が言えたら答弁をしてください。言えたら。 企画政策課長
企画政策課長	まず、造成工事ですが約700万、あと浄化槽で1,000万、中の備品等につきましては、内訳はちょっと分かりませんので、あとが建築工事とか中の備品等の工事になります。
議 長	他に質問はありませんか。 4番 泉 守議員
4 番	最近では建設業者さん、指名業者もなかなか忙しいようでございますね、仕事の発注も数多くされております。 その中でですね、最近聞くところによると、まるまる下請けというような感じのところも、聞くところによってはあります。 こういうですね、下請けをさせることによって、やはりどこの会社も利益を追求しなきゃならないわけですので、こういった仕事について、下請けは自由に認められておるんですかね。村長にお伺いします。
議 長	村長
村 長	建設業法というのがありまして、工事金額による、それから工事によりましては、いろいろと取り決めがございます。 そういった中で、先ほど議員おっしゃるように一括下請け、これは禁止であります。しかしながら、そこに監理者等が入っておれば一括下請けにはならないというようなことになっているかと思えます。 それから、今回の九州北部豪雨、これは激甚災害を受けておりまして、県のほうも通常ですと監理技術者あたりが、1カ所の工事しか監理できないというようなところを2カ所できるとかですね、それとか監理者を求めてない工事金額ですね、それにつきましては、半径20kmの範囲であれば兼務してもいいですよというような特例等はですね、今回の激甚災害等では認められているところであります。
議 長	4番 泉 守議員
4 番	特にですね、今、村長のご説明をいただきましたけど、部分的な、技術的な問題についてはですね、これはですね、私どもも悪いとは言っていないです。 言わば、こっちに仕事を取っとるから、こっちは入札取っとるばってん、忙しいけん下請けに回そうとか、そういった感じですよ。 これはですね、私は認められんと思うんですね。 だから、結局それを業者はですね、元請け業者って、元請け業者は必ずや損を出さない。何%か何十%か取るわけですから。その分だけ、それからまだ利益を下請けの会社が追求すると。 だから、こういうことは絶対、やっぱり村の職員が管理しながらですね、いかないと、なかなか私ども分からないしね、そういうところは分からないし、そのためにね、今回の水害におきまして、一般質問でも出しておるから言わなくてもいいんですけどね、工事は、私どもの前なんか全然コンクリが入ってないんですね。 だから、ザーッと水が流れたら、穴が空いたら、砂が全部流れてしまう。コンクリとかブロックだけが立っている。中は何にもないんですよ。 業者は写真撮るときには、一部分そこ撮って、そこだけ写真撮って、全体写真写して、ビデオやら撮るわけではございませんのでね、そこ辺りについては、ぜひともですね、私は、能力がなければですね、他の業者を村長が指名すればいいんじゃないですか。無理にどうでも何でも何社かの、東峰村の指名業者がしなくてもですね、たくさん業者が東峰村に、私のところにも3社ぐらい、東峰村に村長に紹介してくれ

	<p>んかという業者はありますよ。でも、私はね、そういうことを村長に、1回も私はね、未だかつて業者を入れてくれとか、物事を頼みに来たことはありませんね。</p> <p>だから、そういったことで、村長にね、行かれて、村長が認めたことについては、協力はやぶさかではございません。私は村長に紹介して、そういうような建設業者の登録をさせてくれとか、そういったことは、私は行きませんよということで、お断りしているけどもですね。</p> <p>私どものところでさえ建設業者がですね、支店出すか何か業者をそういうところで指名に入れる、たくさんおるんですよ。無理やり東峰村のですね、業者を使わなくても、業者を増やしゃいいんですよ。</p> <p>だから、そこあたりについてはね、大変東峰村の業者はね、裕福というか、東峰村の仕事ももらって、土木工事でもほとんど丸投げですよ。わたしが今度追求しますけどね、そういうところもございませぬ。</p> <p>だから、この件についてもですね、ぜひとも技術的でも、今、村長が言われた、説明をいただきましたように、そういう範囲にとどめてですね、あるところについては元請け業者が、仕事をやるんだというふうな心で取り組んでほしいなと村長に、思っております。</p>
議長	村長
村長	<p>繰り返し申しますが、やはり建設業法という法律がございませぬ。その中で一括下請けの禁止というのは、当然持っております。</p> <p>先ほど言いましたように、たぶん元請けの方もですね、監理等はやっているということで、すべて丸投げというのは、たぶんないんじゃないかと思っております。</p> <p>それからあと、業者の件でございませぬけれども、東峰村に支店、営業所ですね、等を出していただければ、村内業者として、東峰村は今扱って、業者の対象としておりますので、現在5社が営業所を出していただいて、村内業者としての工事の進捗等に努力をしていただいているというところでありませぬので、営業所を出していただければ、東峰村の発注の工事については、参加できるということでありませぬ。</p> <p>ただ、県管理の河川とか、そういったものについては、また県のほうのルールがございませぬので、それとはまた東峰村は違うというところでありませぬ。以上です。</p>
議長	高倉議員、3回になってはいますが、もう1回質問を認めませぬ。
6番	高倉寛視議員
6番	<p>ありがとうございます。</p> <p>図面のことについて、ちょっとお聞きしたいと思ひませぬ。</p> <p>これは図面の右上、階段ということではございませぬが、なんでスロープがないのか。これ、上のほうにレストランがあるということは、当然車椅子で来られる方も、足の悪い方もおられます。階段じゃなくしてスロープをなぜつくってないのか。</p> <p>こんな今はもう常識だと私は考えておりますけど、そこはどのように考えております。この下のほうに、見ると1級建築士ということではございませぬけど、この人はそういった能力もなかったのかなと、ちょっと考えるんですけど、いかがでしょうか。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>図面のほうを見ていただきまして、下側のほうにですね、県道から林道が通っております。大変こっちの入口から林道を通って、下の駐車場からレストランに行くところ。現時点ではそういったことしか考えてはおりませぬ。</p> <p>勾配的には約3m程度あるというところではございませぬ。の地形でございませぬ。ちょっとスロープについては、林道、遠回りになりますが、そういった形ではというところでは考えております。</p>
企画政策課長	すみませぬ。失礼しました。

	<p>駐車場につきましては、レストランと農産加工所敷地内に、駐車場を約5台設けております。横に身障者向けの駐車場という形で考えております。</p>
議長	<p>他にありませんか。 関連ですか。 6番 高倉寛視議員</p>
6番	<p>ということは、身障者の方でも行きやすいというものができるといことですね、そこをはっきり答えてください。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>説明不足で申し訳ありません。 身障者の方についてはですね、レストランの部分と同じ、この図面ですと斜線の部分ですね、斜線がずっとふつてありますね、そこにまた波線で、車が止まれるようなのは分かりますでしょうか。 一応、そういった身障者の方等の駐車場につきましては、この高さのレベルで考えておりますので、下からという形では、現在のところ考えてないということでありませす。</p>
議長	<p>他に質問はありませんか。 5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>すみません、図面の説明をしていただきたいんですが、たまたまちよっと目に入ったもので。 国定公園内5mセットバックについてお伺いしたいんですけど、国定公園何かにかかる部分とかで、この辺何か変わるようなことがあるのかどうか。その辺でもし説明がいただけるのならお願いいたします。</p>
議長	<p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>これは、国定公園内5mという、この範囲に関しては道路から5mということで取っております。この範囲に建築物、建物を建てられないという規制がありますので、そのラインを入れております。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>この図面の中で、黒い1点斜線がありますね。これが国定公園による建物が建てられないところでありまして、先ほど企画政策課長が申しましたように、まずは道路から、それから隣地境界線からということで、建てられないということで、本来でありますと、この農家レストラン辺り、この左下の断面図がありますよね。そちらのほうに本当は、上のほうに移せば基礎工事等も非常に楽なんですけれども、それができなくて、どうしても盛り土をした部分じゃないと建設ができないということでございます。そういった制約があつて、配置的にはこのような形になっております。以上です。</p>
議長	<p>他に、質問はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 (反対討論なし)</p>
議長	<p>賛成討論はありませんか。 (賛成討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第46号「工事請負契約の締結について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>

議 長	賛成多数。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 承認第15号「専決処分の承認を求めることについて」を、議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 建設水道課長
建設水道課長	3ページ目をお願いいたします。 承認第15号「専決処分の承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。 令和元年11月26日提出、東峰村長名でございます。 4ページをお願いいたします。 まず、説明の前に誤植がございまして、中段「議会議決を得た戸有地区」の「戸」が抜けておりまして、大変申し訳ございませんけれども、加筆のほどお願いいたします。 専決処分書、戸有地区がけ崩れ対策工事の変更契約について、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。 令和元年10月25日、東峰村長名でございます。 戸有地区がけ崩れ対策工事の変更契約について 地方自治法第96条第1項第9号により、議会議決を得た戸有地区がけ崩れ対策工事の契約に対し、設計変更が生じ契約内容の一部に変更が必要となったため、下記のとおり変更する。 契約の目的 戸有地区がけ崩れ対策工事 契約の変更内容、現契約金額6,467万4,720円、変更後の契約金額7,834万5,360円、変更する額1,367万640円の増額、21.1%増。 契約の相手方、福岡県北九州市八幡西区楠橋3丁目3番13号、ミクニ建設株式会社でございます。以上でございます。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	別紙の資料を事前に配布させていただいております。 平面図（第3回変更）ということで書かせていただいております。 第3回というふうに書かせていただいております。第1回と第2回につきましては、工期の変更のみでありまして、今回工種若しくは金額等の変更は、3回目が初めてでございます。 標記の現場吹付工、簡易吹付、モルタルそれからモルタル吹付増加範囲、水路工というふうに書かせていただいております。 数量で、一部ですね、モルタルの赤い斜線の部分、ここちょっと数量が入っておりませんが、調査の結果、調査と言いますか、工事の施工中にですね、新規に95㎡が、新規に増えております。図上でありますと、真ん中のやや右上辺りになります。 それから、元々この当初ボーリング調査の結果において、この設計を行っております、法枠工は比較的深い不安定土塊を押さえるという目的の工法であります。 それから、簡易法枠工は、斜面のですね、表面の崩壊防止。それから、モルタル吹付工につきましては、岩盤のですね、風化の防止ということが目的で行っております。 いずれにいたしましても、施工中の法面を清掃し確認したところによる変更によるものでございます。以上です。
議 長	これより質疑・討論・採決を行います。 承認第15号「専決処分の承認を求めることについて」

	<p>これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高倉寛視議員</p>
6 番	<p>以前も私言いましたけど、こういうふうに変更する額ということで、今度の場合はもう1,300万という非常に高額なものが出てきております。この1,367万というこの金額は、どのような計算で出てきたのか。 例えば業者の方が、これがしこ要りますと。じゃあ、役場のほうがそれでOKですというふうに、簡単に承諾したのか。そこのところをちょっと詳しく説明していただきたいと思います。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>この数量また変更設計額、変更請負額の決定につきましては、この施工中に法面の清掃を行ったところ、設計よりも、若しくはボーリング調査結果よりも拡大する施工が必要だということを確認の上、施工方法を決定させていただきます。 この数量につきましては、その施工業者から、面積を測定して上がってまいります。これは、この単価、歩掛り等につきましては、公共施工の単価がございまして、数量を基に設計を村のほうで、発注者のほうで行いまして、それを、変更額がこのようになると。請負率等の関係もございまして、それを提示し、それで両者対等な関係のもとにですね、変更契約を行っているものでございます。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。 9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>工法が少し変わって、どうかしたというものについては分かるんですが、少しだけ、この水路工、これがなんで今出てくるのかということについて、説明をお願いしたいと思います。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>ちょっと説明が落ちておりました。 この赤い二重線が、中心部から右斜め上方向に表記させていただいております。 これは中崎用水と言いますか、砥石渡のところ、それからその近くからですね、上流から用水がずっと来ております。これは黒い表記ですから、ちょっと分かりにくいんですけども、山林があって、水路があって、農地ということで、この下流に向かって用水ありますが、これを、法面をきちんとモルタル吹付、簡易法砕工でした場合、集水が流速が早くなると言いますか、集水面積が以前投下していたものが集まって、まとまった水量を排水させる必要があるということで、上からですね、ちょっと黒いため枘等がありますが、240ぐらいのものですかね。それから、既設の用水の300の寸法のものですね。 これは地権者の方、用水利用者の方と現地で立会いたしまして、これでは捌けないではないかということで、360mmのものに布設替えをさせていただいております。 これが51m先、ちょっと表記がございませんが、その青い右上のところ辺りに分水枘がございまして、下流の農業用水を利用する方向に延びるものと、国道側に分水するところがございますので、そこまでの区間の布設替えということで、用水の布設替えが発生しております。</p>
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>流量が増えるからその分だけ水路工をですね、広くしたということでの説明だと思います。 それで心配なのは、例えばじゃあ、それを流量工を広げた場合に、下部のほうですね、また水量が増えて被害が出るというようなことですね、ところまできちっと見てあるのか。そうしないと、どこでも、林道でもそうです。いろんなところでやっ</p>

	<p>て、結局水量が増えて、他が今度は被害を受けたというようなことが考えられますからね。この辺りについては、地域の方については説明して、この中でやったと。</p> <p>ただ、これから以降の、下部のものがきちっと川に排水ができるとか、水田のほうへ入れるとかいうようなもので、少なくなるほうじゃなくて増えるほうですから、この辺りのところはしっかり計算をしてあるというか、考えがきちっと入っているのか、その辺りはどうですかね。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>先ほどの説明と重なりますが、この青い水路のですね、二重線は36cmのものでありまして、その以前は30cmと。</p> <p>一応この集水面積から、それから流速等を計算したところ、安全率等も考慮してですね、布設替えをさせていただくというところでございます。</p> <p>それから、分水柵においてですね、道路排水側との合流、それから下流への用水確保と言いますか、その辺りで調節ができるということを確認した上で施工させていただいております。</p>
議 長	<p>他に質問はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論、賛成討論ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第15号「専決処分の承認を求めることについて(専決第12号)」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
休 憩	
議 長	<p>10時40分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時32分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時40分)</p>
日程第7	
議 長	<p>日程第7 承認第16号「専決処分の承認を求めることについて(専決第13号)」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>5ページ目をお願いいたします。</p> <p>承認第16号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。</p> <p>令和元年11月26日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>6ページ目をお願いいたします。</p> <p>専決処分書、岩屋・伊王寺線岩屋駅前橋道路災害復旧工事の変更契約について、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。</p>

	<p>令和元年10月28日、東峰村長名でございます。</p> <p>岩屋・伊王寺線岩屋駅前橋道路災害復旧工事の変更契約について</p> <p>地方自治法第96条第1項第9号により、議会議決を得た岩屋・伊王寺線岩屋駅前橋道路災害復旧工事の契約に対し、設計変更が生じ契約内容の一部に変更が必要となったため、下記のとおり変更する。</p> <p>契約の目的、岩屋・伊王寺線岩屋駅前橋道路災害復旧工事</p> <p>契約の変更内容、現契約金額6,431万4千円、変更後の契約金額7,502万4,700円、変更する額1,071万700円の増額、16.7%増。</p> <p>契約の相手方、福岡県福岡市中央区薬院3丁目4番9号、松尾建設株式会社福岡支店でございます。以上でございます。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>補足資料を配布させていただいております。</p> <p>こちらは第2回変更ということでございます。こちらも数量それから設計内容の変更につきましては、今回初めてということになります。</p> <p>こちらはですね、表記されております構造、規格には変更がございません。こちらは所見ということで資料を後ほどご覧いただきたいというふうに思います。</p> <p>高騰になりますけども、高騰によります増額内容を、変更を申し上げます。</p> <p>当初橋台背面の掘削土砂を流用して埋め戻しをするということで、この図面でいきますと向かって右側ですね、県道52号側、こちらの掘削の結果、土質の状態が岩塊、玉石が非常に多く埋め戻しには不向きであったということでございまして、砕石クラッシャーランということで購入したものに變更しております。</p> <p>それから、この掘削につきましては、今年の初め辺りの発注で、施工が春辺りでございましたので、中尾の土砂処理場に持って行く予定でありましたが、受け入れがまだ困難ということで、宝珠の郷前のほうに運搬しておりますので、その関係で増えておるということでございます。</p> <p>それから、八女香春線の片側交互通行のための迂回舗装、それから、やはり右側のほうのですね、から湧水がございましたので、その湧水対策等に係るもの等によります変更増ということでございます。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>平面図を使わせていただきますと、失礼しました。橋梁一般図という図面の下の真ん中辺りに平面図というものがございます。</p> <p>この真ん中が、宝珠山川が下から上側に矢印がありまして、いうことになっておりまして、この右側の県道52号線、八女香春線側の掘削を行ったところ、岩塊、岩の塊ですね、それから玉石等が非常に多く、本来床掘をしたものを、掘削したものを埋め戻すというものが土木施設復旧ということがありますが、それが非常に埋め戻しに不適であったがために、砕石クラッシャーランという締固めの良質なものを購入したことによります変更、それから、この掘削した土砂を中尾の土砂処理場に持って行く予定であったものが、約3kmでございますけども、それが7km離れた岩屋地区のですね、宝珠の郷前に運搬した距離の拡大、そうしたことが、他にも、先ほど言いましたように、この県道52号側からの湧水もありましたので、この水の処理対策、そういったものが重なりまして、この請負額の1,071万円の変更増というふうになっております。</p>
議長	<p>これより質疑・討論・採決を行います。</p> <p>承認第16号「専決処分の承認を求めることについて（専決第13号）」</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質問のある方。</p>

	7番 長澤貞義議員
7 番	これは、土砂を入れ替えるのに関して、どのくらいの量をですね、必要だったのか。それと、どのくらいの量を出したのか、分かれば説明してください。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	暫時休憩を。
議 長	暫時休憩します。 (10時48分)
議 長	会議を再開します。 (10時50分)
議 長	災害対策室長
災害対策室長	大体300㎡の置き換えというふうになっております。
議 長	他に、質疑はありませんか。 5番 高橋弘展議員
5 番	災害復旧工事、今回の激甚災害にあたる部分での、変更契約の部分の財源がですね、一体どういうふうになっているのかお聞きしたいんですけども。 基本的にこの公共工事に係る部分は、自治体負担が確かなしの状況ということで聞いております。おそらくその内訳の中では国庫補助に係る部分と事業債と言いまか、災害に対する部分の起債で賄われていると思います。その起債の自治体負担額が今回に関しては、国の配慮もあって0ということで聞いていたかと思いますが、こういった変更契約に当たるときは関しては、国庫補助が増額してくるのか、事業債を、起債を増やすというふうな割合になっているか、そういう部分の説明をお願いいたします。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	今回の概数的なちょっと回答になりますけども、国庫の補助対象となるもの、それから、単独災害、起債事業というものを一緒に1つの工事として発注させていただいております。 やはりすべてが国庫対象というふうにならないものがありますので、この7、500万のうち約6、300万が国庫、6、400万ぐらいですかね。 それから、先ほど言いました借入れによるものですね、起債事業、こちらが1、100万程度と。 この国庫補助につきましては、当初設計から現場の状況によって、どうしても変更しないといけないものについての変更協議、若しくは従来のもので重変というようなものもございます。 変更は、当初査定を受けた金額が基本となって、変更も一部可能ではあるという状態です。 また、ご質問のように、借入としてのですね、単災は年に2回のヒアリングがありまして、このときに認めていただければ、それを合わせて一括発注というような形でさせていただいております。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	すみません、重ねてでございますけども。 国庫対象の6、400万は、国庫のほぼ100%というようなですね、補助で災害復旧ということになります。 こちらの、あと単独災害復旧起債事業につきましてはの1、100万は、起債をしまして、それから70%、80%程度の特交措置を受けるというような財源の内訳というか、そういった形になっております。

議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>まず、整理しておきます。状況が分かったところで、また別の質問をかけますけども。</p> <p>まず、最初の質問の確認なんですけど、この1,071万に関しては、財源といった部分はこういった形で増額をかけたのか。国庫補助で、要は、変更協議があった部分を国庫補助増額をしていただいたのか。じゃなくて、ちょうど1,100万ぐらいの起債の部分で単災として対応したのかよく分からないので、まずそこをお聞きしたいところと。</p> <p>僕もすごく勘違いしていた部分で、この要は、公共災に係る部分というのは、国庫補助事業と単災を扱っているんですかね。</p> <p>単災ということ、合体工事というようだと思うんですけども、例えばこの、岩屋の橋の復旧とかに関しては、何か認識上はすべてかかわるものは100%国が持っていたのかなと思ってたら、話を聞いていると、そうじゃないみたいなんですよね。単災を使うということは、さっき室長がおっしゃられたように、30%近くか20%は村が出さないといけないので、ここだけじゃなくて、そういうところが結構あるのかなと。思ってたのは、公共災はすべて持っていたのかなと思ったけど、そうでもない事情があるという部分、もし説明できる範囲ありましたらお願いします。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>29年災害、これは査定を受けました金額で、今よくグラフとかをもって紹介させていただいておりますけど、あのときに査定を受けて認可を受けたものが、ほぼ100%のですね、国庫を貰ってやっていると。</p> <p>その災害を受けた後にもですね、やはり29年の7月の豪雨によって被災した箇所ですね、査定を受けてないところ。それともう1つは、国庫の公共災害、土木災害復旧工事の対象とならないもの、例えば復旧工事が60万以下、道路が2m未満とか、川の深さが1m50以下とかですね、そういった小規模河川、狭小な道路の復旧、これは国庫補助の対象となりませんので、単災という、先ほどのですね、を使って復旧すると。財源としては、工事費100%借入れをして、その後70%程度、この特交で戻ってくるというもので、まず、線引きとしては、その査定を受けたかどうか、その辺りということになります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>もう1回、変更した額に関する部分の内訳をお願いします。</p> <p>大体室長の今の回答で理解が、自分はできたんですけども、基本的には、要は、災害当初に査定した額に関しては、もう100%国から出てくるということで理解していいんですかね。</p> <p>それに付随する工事が査定に乗らない部分で、こざこざと言ったらあれですけども、細かく出てきているので、その分はもう単災ということで処理しないと、要は、いけないというか、そういった部分で、工事の発注自体まとめてになるから一緒になっているという形で理解していいですかね。</p> <p>という部分と、変更の部分の内訳をお願いします。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>先ほど言いましたように、1つの工事、橋梁を架けるのにも、橋梁の中にも査定に乗ってないもの、または対象外というものがございますので、ただ、それを分離発注すると諸経費とか高くなって、工事費としてはあまり合理的ではないと。</p> <p>ですので、補助対象外も含めて国庫対象と、1つの工事として発注をすることがままございます。</p> <p>今回の最終請負額の7,500万円のうち6,400万円は、その国庫の対象額の</p>

	財源の100%が補助金ということになりまして、この1,100万円は、いわゆる雑工事というか、査定項目から外れていたもの等が1,100万ございまして、それは特交で70%戻ってくるので、30%が村の一般財源というような財源の内訳になります。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	質問の言い方を変えます。 1,071万、今回増額になっていると思うので、それが国庫補助になるものなのか、単災でやっていくものなのかの内訳を、すみませんお願いします。
議長	災害対策室長
災害対策室長	変更を認めてもらった部分もございまして、対象とならない工事がどうしてもありますので、そもそもがですね。 ですので、それが1,100万円が単災の対象ということになりますので、財源は先ほどの答弁のとおりでございます。
議長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論、賛成討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第16号「専決処分の承認を求めることについて(専決第13号)」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
閉会	
議長	以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 村長よりあいさつの申し出がっております。これを許可します。 村長
村長	閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。 本日は、第7回東峰村議会臨時会を開催し、議員の皆様には慎重審議を賜り、提案どおりご可決をいただきましたことにつきまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。 今月2日から開催された筑後川フェスティバル in 東峰村、並びに東峰秋祭りにおきましては、議員各位のご協力と村民の皆様のご協力により、大盛會に終了できましたことを心から御礼を申し上げます。 出店者の方も売れ行きが好調であり、人数も多かったと、完売をしたとのうれしい報告をいただいているところであります。今後も村民の方々が、心が一つになれる村づくりに邁進していきたいと思うところであります。 さて、立冬に入り、一雨ごとに寒さが身に染みて感じられる季節となりました。本年も残すところあと1カ月余りとなりましたが、皆様方におかれましては、お体をご自愛され、更なる発展を祈念を申し上げ、私の閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。
議長	これをもちまして、令和元年第7回東峰村議会臨時会を閉会いたします。

	(11時02分)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 議 長 議 員 議 員